

未決拘禁者と弁護人とのファクシミリによる通信に関する申合せ

本申合せは、法務省及び日本弁護士連合会が、刑事施設等に収容された未決拘禁者と弁護人とのファクシミリによる通信の実施の方法を下記のとおり申し合わせるものである。

記

(定義)

- 1 本申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ア 刑事施設等 刑事施設及び少年鑑別所
 - イ 未決拘禁者 刑事施設等に収容されている被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者（勾留又は勾留に代わる観護措置により少年鑑別所に収容されている者を含む。）
 - ウ 弁護人 当該未決拘禁者の弁護人

(実施の範囲)

- 2 (1) 本申合せに基づくファクシミリによる通信は、本申合せに基づくファクシミリによる通信を実施することに同意した弁護士会に対応する地方裁判所の管内の刑事施設等に収容されている未決拘禁者とその弁護人において実施する。
 - (2) (1)の弁護士会及び刑事施設等は、(1)の実施のため、その相互間において、ファクシミリによる通信を取り次ぐ。

(未決拘禁者からの発信の日)

- 3 未決拘禁者から弁護人に対するファクシミリによる通信は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める日を除く日（以下「平日」という。）において、その実施日1日につき1通を限度とする。

(未決拘禁者の書面の提出の時間帯)

- 4 (1) 刑事施設等の長は、3の実施日における書面の提出締切時刻を定め、これを収容開始時に未決拘禁者に告知する。
 - (2) 刑事施設等は、提出締切時刻を経過して提出しようとする書面については、翌実施日に受け付ける。

(通信に用いる用紙の様式等)

- 5 (1) 3のファクシミリによる通信は、所定の様式による場合に限ることとし、未決拘禁者は、刑事施設等の職員からその交付を受けるものとする。
- (2) 未決拘禁者からの申出があれば、刑事施設等の職員は、関係記録において把握している範囲内において、弁護人の氏名、所属弁護士会等の事項を教示するものとする。
- (3) (1)の様式及び記載要領は、法務省矯正局と日本弁護士連合会との協議により別に定める。

(未決拘禁者からの発信の手順)

- 6 3のファクシミリによる通信を行おうとする未決拘禁者は、5(1)の様式用の紙に必要事項を記載し、刑事施設等の職員に提出する。

- 7 (1) 刑事施設等においては、次に掲げる場合には、3のファクシミリによる通信の取次ぎを行わない。

ア 記載欄以外の欄に記載があるか、記載欄に記載すべき内容を明らかに逸脱しているなど、5(3)の記載要領に従わないと認められる場合

イ 刑事施設等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのある記載がある場合

ウ 微細な字や極端に薄い字で記載されていたり、用紙が過度に折れ曲がっているなど、ファクシミリによる通信に困難をきたすおそれがある場合

エ 弁護人に関する情報が欠如し、送付先の特定が困難と認められる場合

- (2) 刑事施設等の職員は、未決拘禁者から提出された書面について、(1)の判断を行うための検査を行う。

- 8 (1) 刑事施設等の長は、4(1)の提出締切時刻までに提出された書面を実施日一日分として取りまとめ、2の弁護士会（東京については、東京三弁護士会刑事弁護センター。以下同じ。）に一括してファクシミリにより送信する。

- (2) 送信に当たっては、送信票に総送付枚数を記載した上、各用紙に番号を付記する。また、送信先に対しては、これから送信を行う旨電話連絡する。

- 9 弁護士会は、8による総送付枚数の受信を確認した上、電話又はファクシミリにより、刑事施設等に対し受信確認の連絡をする。

10(1) 弁護士会は、9により受信した書面を、宛先とされている弁護人に対してファクシミリにより送信する。

(2) 弁護士会は、弁護人に対するファクシミリ送信が不達に終わった場合には、その旨を刑事施設等に通知する。刑事施設等の職員は、この通知を受けた場合には、不達に終わった書面を提出した未決拘禁者に対し、その旨の告知をする。

(弁護人からの発信の手順)

11 弁護人から未決拘禁者に対するファクシミリによる通信は、10(1)によるファクシミリの通信を受けた弁護人が、その受信した書面の下欄の記載欄に必要事項を記入した上、弁護士会に対してファクシミリにより送信するものに限る。

12(1) 弁護士会は、11により弁護人から受信した書面について、7(1)アに該当するものを除き、1週に1度(各地域ごとに刑事施設等及び弁護士会の協議により定められた日)、刑事施設等に対し、ファクシミリにより送信する。

(2) 送信に当たっては、送信票に送付枚数を記載した上、各用紙に番号を付記する。また、送信先に対しては、これから送信を行う旨電話連絡する。

13 刑事施設等は、12による送付枚数の受信を確認した上、電話又はファクシミリにより、弁護士会に対し受信確認の連絡をする。

(費用負担)

14 本申合せに基づくファクシミリによる通信に係る電話回線の利用料は、弁護士会の負担とする。

15 刑事施設等及び弁護士会は、その地域におけるファクシミリによる通信の実施状況を踏まえ、その協議により、本申合せの趣旨に反しない限りで、ファクシミリによる通信の実施形態を定め、又は変更することができる。

(開始日)

16 本申合せに基づくファクシミリによる通信は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日以後であって、各地域において開始について刑事施設等及び弁護士会の合意がされた日から実施するものとする。